

令和8年度
タイ市場における誘客プロモーション業務
に係る委託仕様書
(企画提案時)

令和8年4月

(一財) 熊本国際観光コンベンション協会

目次

1 業務名	1
2 履行期間	1
3 本業務の目的	1
4 本業務の内容	1
5 乙の責務	3
6 現場責任者の選任等	4
7 その他	4

本仕様書は「令和8年度タイ市場における誘客プロモーション業務」（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、福岡市・北九州市・熊本国際観光コンベンション協会・福岡国際空港株式会社（以下、連携都市等という）と受託者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

なお、本仕様書において、甲とは熊本国際観光コンベンション協会をいい、乙とは提案者をいう。

1 業務名

令和8年度タイ市場における誘客プロモーション業務

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月15日（月）まで

3 本業務の目的

福岡空港への直航便が就航しているタイ市場をターゲットとして様々なプロモーションを展開することで、連携都市等の認知度向上や旅行客の誘致につなげることを目的とする。

4 本業務の内容

（1）全体業務関連

- ・本仕様書5以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- ・(2)～(7)の業務を遂行するための実施計画（スケジュール含む）や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえること。特に、当該事業に係る第三者への電子メールの送信にあたっては、BCC送信の徹底を図ること。
- ・4(2)～(4)は、それぞれ相互に連携しながら相乗効果の高い取組みとなるよう、具体的な内容を提案すること。

（2）BtoBプロモーション

インセンティブトラベル等、旅行会社を通じた旅行手配に一定の需要があることから、旅行会社と連携したプロモーション及び国内ランドオペレーターへのプロモーションを実施すること。具体的なプロモーション手法は事業者からの提案とするが、以下の点に留意のうえ提案すること。

①留意事項

- ・現地の旅行会社と連携した旅行商品を造成し、販売すること。
- ・選定する旅行会社について、社名、選定理由を明記すること。なお、実際の実施にあたっては、連携都市等と協議の上決定すること。
- ・連携都市等の魅力を発信するだけでなく、商品造成に必要な情報（既存割引情報等）を記載した企画書を作成する等、商品造成を誘発させる工夫をすること。
- ・連携都市ごとの送客実績も出すこと。
- ・商品造成にあたっては、連携都市等がPRしたいコンテンツを着地先として選んでいただけるように商品造成に必要な情報を記載した企画書の作成等を行い、現地旅行会社に対して情報発信ツールとして活用すること。

②提案内容

- ・本業務の目的を達成するうえで最適なBtoBプロモーションの手法を提案すること。
- ・実施スケジュールを挙げて提案すること。

- ・現地旅行会社による旅行商品の造成を行うこととし、造成数や販売数に関するKPIを示すこと。また、造成にあたっては、タイ人の訪日旅行の実態・嗜好等を踏まえること。
- ・連携都市ごとの送客数のKPIを示すこと。
- ・造成した商品は、タイ国際旅行フェア（TITF）等で販売する等、実際の送客につながるようにすること。また、一過性の販売にとどまることがないように、旅行商品の自走化につながる提案とすること。
- ・企画書等を活用した現地旅行会社に対する効果的なプロモーション手法について提案すること。
- ・現地旅行会社とつながりをもつ国内ランドオペレーターに対する効果的なプロモーションを提案すること。
- ・定期的にセールスや情報発信の機会を設けるなど、現地旅行会社と連携都市との関係構築も念頭に提案すること。
- ・その他、提案内容に応じたKPIを設定し、提案すること。

(3) BtoCプロモーション

個人旅行手配が相対的に多いという旅行実態もふまえ、BtoC（タイ人観光客）に対するプロモーションを実施する。また、タイにおける連携都市の認知度向上及び誘客促進を目的とした情報発信もあわせて行うこと。具体的なプロモーション手法は事業者からの提案とするが、以下の点に留意のうえ提案すること。

①留意事項

- ・連携都市ごとの送客実績の把握が可能なプロモーションを前提とする。
 なお、OTAサイト活用の場合は、新規に造成する旅行商品や既存商品の紹介を行うこととし、既存商品を掲載する際には、さらなる誘客を図るべく、何らかのインセンティブを付与することとする。
- ・当該プロモーションによって得られた送客数の把握が困難な場合は、推計値を用いることも可とする。また、推計値を用いる場合は、推計値の算定に用いた根拠もあわせて記載すること。加えて、連携都市ごとに送客人数を分けて示すこととし、この場合もプロモーションで把握した全ての送客人数から、例えば連携都市それぞれに訪れた過去の来訪客数で按分するなど、根拠を用いて連携都市ごとの送客人数をKPIとして示すこと。
- ・情報発信の際は、観光コンテンツだけでなく、実際に旅行することを想定した旅のルートを公共交通機関等の移動手段とあわせて提案すること。
- ・情報発信回数やスポット数等の設定にあたっては、連携都市等のバランスを考慮した上で提案すること。
- ・ウェブサイト等を活用する場合は、SEO対策を講じること。
- ・FITフェアについては、九州観光機構や各県が出展を予定しているため、本事業として連携都市のブースを出展することは想定していない。

②提案内容

- ・本業務の目的を達成するうえで最適なBtoCプロモーションの手法を提案すること。
- ・実施スケジュールを挙げて提案すること。
- ・連携都市ごとの送客数のKPIと送客実績の把握方法について、提案できる場合は具体的に示すこと。
- ・情報発信するテーマや周遊ルートについては、連携都市間でタイ市場に訴求するテーマ（食、体験等）を設定し、ターゲットを踏まえたプロモーションを前提とし、具体的な設定内容を提案すること。
- ・その他、提案内容に応じたKPIを設定し、提案すること。

(4) 自由提案

上記(2)~(3)に加え、タイでの認知度向上・誘客につながる効果的なプロモーションを予算内で提供すること。その際、提案内容に応じたKPIを設定すること。

(5) 効果検証

上記(2)~(4)におけるプロモーションを通じ、把握した実績や課題等をふまえ、今後のプロモーションのあり方を含めた具体的な改善提案を示すこと。

(6) 報告書作成

業務完了後速やかに報告書を提出すること。なお、同報告書には、各業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、(5)の効果検証や今後のプロモーションのあり方を含めた具体的な改善提案について記載すること。

・種類等:電子データ

・提出先:福岡市、北九州市、熊本国際観光コンベンション協会、福岡国際空港株式会社

(7) その他

・各プロモーションは、福岡国際空港株式会社 (FIAC) や九州旅客鉄道株式会社 (JR 九州) 等、連携都市を結ぶ二次交通事業者との連携によるプロモーションを前提としていることから、連携する事業者名や本事業の効果が上がるような連携の内容など、具体的な提案を行うこと。また、福岡国際空港株式会社 (FIAC) と連携し、福岡国際空港や関西国際空港 (KIX) 内の観光案内所を活用した旅ナカプロモーションについても提案すること。

・本業務とは別に連携自治体を実施するプロモーションにおいても、本事業と有効な連携を図ることを念頭に置きながら本業務を進めること。

例) 熊本:2027年開催予定のタイ国際旅行フェア (TITF) に出展予定。

・制作した広告物を活用した横展開も合わせて提案すること。例えば、日本政府観光局 (JNTO) が持つオウンドメディア (SNS 等) での情報発信や JNTO バンコク事務所が実施するイベント等での横展開等、具体的な展開手法を提案すること。

・各プロモーションにおいて、連携都市ごとのインセンティブ情報 (インバウンド向け割引制度等) や既存割引情報 (周遊バス等) 等の情報を掲載すること。

・BtoBプロモーションとBtoCプロモーションはそれぞれ相互に連携しながら、相乗効果の高い取組となるよう、具体的な内容を提案すること。ただし、連携都市の他実施事業との兼ね合いから、BtoBプロモーションに比重を置いた予算配分とすること。

・契約締結後は受託事業者において連携事業者との各種調整を行うことを前提としていることから、実現可能性のある提案とすること。また、契約後は現地での言語でのやりとりを可能とすること。

・契約方法にあたっては、連携都市それぞれと個別に締結するものとし、締結にあたっては各自治体の契約規則等に則るものとする。

・上記以外で、本業務実施のために必要な業務は、事業者決定後に甲と乙が協議の上決定する。

・各業務にかかる一切の経費 (会場費、招請費、掲載費、調整費等) は、全て委託費に含むものとする。

5 乙の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

① 基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報 (個人に関する情報

であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報取扱特記事項」を参照

② 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

6 現場責任者の選任等

(1) 現場責任者の選任

乙は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者(以下「現場責任者」という。)を選任し、甲に届け出ること。現場責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

(2) 現場責任者の責務

現場責任者は、その業務の遂行上、常に甲との連絡を密に行うとともに、各業務間の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、5(3)に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

7 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、甲の指示等に従いながら進めること。

(2) 報告

乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

(3) 再委託

乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。

なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

(4) その他

- ・仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。
- ・本業務の実施に伴う成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、乙に帰属する。ただし、連携都市が運営する観光関連サイトへの活用または連携都市が主催する観光PRイベント等において各種媒体を活用し発信する場合、連携都市は当該成果品を使用することができることとする。なお、成果物の編集を伴う場合は、甲乙協議のうえ個別に編集の可否を判断するものとする。また、これらの場合においては、成果品に係る著作人格権を行使できないものとする。それ以外の成果物の著作(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、連携都市に帰属する。
- ・乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による委託業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(教育の実施)

第3 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他本件委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

(秘密保持)

第4 乙は、本件委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(目的外利用の禁止及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、本件委託業務の履行により知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、甲が承諾した場合を除き、本件委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、本件委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに

関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、本件委託業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。)は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 乙は、甲の同意を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 乙は、本件委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の安全管理)

第8 乙は、本件委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除

き、個人情報複製又は複写しないこと。

- (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報をデータで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の状況を当該台帳に記録すること。
- (8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(事故発生時の対応)

第9 乙は、本件委託業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第10 乙は、本件委託業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自ら作成し若しくは取得した個人情報について、本件委託業務完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(監査及び検査)

第11 甲は、本件委託業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を

行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本件委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約の解除)

第12 甲は、乙が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第13 乙は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。